

4月1日から

証明書申請時の本人確認に協力を

住民福祉課・税務課窓口で 本人確認できる書類を提示してください

平成20年4月1日から、住民票・印鑑証明書・所得証明書など申請の際に、運転免許証などの書類を提示していただき、本人確認を行います。

本人になりました第三者が証明書などを不正に取得することを防ぎ、大切な個人情報を保護するために行うものです。ご協力をお願いします。



対象となる証明

住民票・戸籍関係証明書

- ・ 住民票の写し・住民票の除票・住民票の記載事項証明書
- ・ 全部（個人）事項証明（戸籍謄抄本）・戸籍の附票・除籍謄抄本・原戸籍謄抄本・戸籍の記載事項証明書・身分証明書・不在住証明書・不在籍証明書・受理証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 登録原票記載事項証明書など

町税関係証明書

- ・ 所得証明書・課税証明書・納税証明書（軽自動車の継続検査用は除く）
- ・ 評価証明書・公課証明書など

確認書類の種類

官公署発行の顔写真付きの書類など（有効期限のあるものは期限内のもの）

- ・ 運転免許証・住民基本台帳カード・旅券（パスポート）・外国人登録証明書・身体障害者手帳など

官公署発行の顔写真のない書類など（有効期限のあるものは期限内のもの）

- ・ 健康保険証・老人医療証・公的年金手帳（受給者証）・生活保護証明など

通常本人が所有している書類などで氏名などの記載があるもの（書類の提示のほか、本人に関する質問をさせていただきます）

- ・ キャッシュカード・クレジットカード・社員証・学生証など

今まで本人確認を行っていた手続きも引き続き本人確認を行います。（住民異動届は または 、戸籍届出は、印鑑登録申請は で確認をします。）

申請資格のない代理人が申請される場合は、委任状と代理人本人であることを確認できる書類が必要です。

問い合わせ先

住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111 (内 224・225)

税務課住民税係 ☎(48)1111 (内 220・302) 固定資産税係 (内 218・231)